

**東京都北区
地域密着型サービス事業者
公募要項**

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

2024年(令和6年)11月

福祉部介護保険課

1. 公募の趣旨

北区では、介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの整備を進めています。

本公募は、この計画に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備を図るため実施するものです。

2. 公募する事業及び公募数

公募する事業	募集圏域	募集箇所数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	赤羽西圏域 赤羽北圏域 浮間圏域 桐ヶ丘圏域 昭和町圏域 堀船圏域	1

日常生活圏域	住 所
赤羽西圏域	赤羽西 1～6 丁目（5 丁目 3～15 を除く）、西が丘 1～3 丁目
赤羽北圏域	赤羽北 1～2 丁目、3 丁目(3～5、16、18、26 及び 27 の一部を除く)、赤羽 3 丁目(赤羽地域振興室の管轄区域を除く)、赤羽台 4 丁目 2～15、17(9、25～65)、18、19、桐ヶ丘 1 丁目 20、桐ヶ丘 2 丁目 11
浮間圏域	浮間 1～5 丁目
桐ヶ丘圏域	桐ヶ丘 1～2 丁目(都営団地)、赤羽北 3 丁目(16、18、26)、赤羽台 1～3 丁目、4 丁目 1、16、17(1～8、10～24、66、68)、赤羽西 5 丁目(赤羽西地域振興室の管轄区域を除く)
昭和町圏域	上中里 2～3 丁目、昭和町 1～3 丁目、栄町
堀船圏域	堀船 1～4 丁目

3. 応募資格

法人格を有し、以下の（１）及び（２）までのすべての要件を満たす者とし、かつ（３）に該当しないこと。（法人種別は問いません。）

なお、応募者が事業所の指定手続きまでの間に、下記に規定する応募資格を有しなくなった場合、または提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とします。

（１）事業実績（①、②のいずれかを満たすこと。）

- ① 令和 6 年 4 月 1 日現在、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を、1 年以上継続して運営していること。
- ② 令和 6 年 4 月 1 日現在、訪問介護事業所、訪問看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所のい

ずれかを、1年以上継続して運営していること。

(2) 財務状況

- ① 過去3期連続して、営業活動における黒字が出ていること。

ただし、特別損失等の一時的な事由による赤字の場合はこの限りではありません。なお、通常の営業活動（社会福祉事業または介護保険事業に関するものを除く）に基づく赤字は、一時的な事由によるものとは認められません。

- ② 債務超過ではないこと。

債務超過を解消するため出資等を行い、補助申請時点では債務超過が改善している場合であっても認められません。

- ③ 事業開始当初の運営資金（下記ア、イ）が確保されていること。

ア 開設後3か月分の運営費（年間事業費（予算額）の1/2分の3以上）

イ 法人事務費（100万円以上）

この運営資金は法人の自己資金で確保することとし、金融機関からの借入れは認められません。

(3) 欠格事項

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定により、国、他の地方公共団体及び区の一般競争入札の参加を制限されている。

- ② 役員等に禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれている。

- ③ 会社更生法、民事再生法等による更生または再生手続きを行っている。

- ④ 団体の役員または構成員が、北区暴力団排除条例（平成24年6月29日条例第24号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団員及び暴力団関係者。

- ⑤ 団体の役員または構成員が、東京都北区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年3月3日22北総契第1894号区長決裁）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するもの。

- ⑥ 最近3年間の法人税、法人住民税（市町村民税法人分）、消費税及び地方消費税を滞納している。

- ⑦ 法人が運営している事業所に対し、過去3年以内に都道府県及び区市町村が行った指導検査等において、重大な指摘を受けたことがある。

4. 事業運営等に関する基本的条件

(1) 施設の運営等について

- ① 施設の運営に当たっては、介護保険法、老人福祉法、生活保護法等関係法令のほか、東京都北区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び東京都北区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例で定めるそれぞれの基準を満たし、事業者として適切な事業を実施すること。

一体型・連携型ともに提案可能であるが、連携型の場合は、訪問看護サービスの提供に支障のない体制を確保すること。

- ② 選定された事業者は、円滑に事業が行えるよう、近隣に対する配慮や説明を十分に行うこと。説明に際しては、事前に説明の概要等を区に報告すること。

- ③ 事業開始後、家族や地域住民との交流の機会を確保し、利用者の社会との結びつきを確保

するとともに、地域住民に配慮した運営を行い、良好な関係を築くよう努めること。地域住民からの要望に対しては、誠実に対応すること。

- ④ 事業所名称は、地名を入れるなど、区内のどの地域にあるか容易に分かるようにすること。
(例：定期巡回●● 赤羽台)

(2) 応募について

- ① 応募することができるのは、1か所とします。
- ② 1つの土地・建物について、応募することができるのは、1法人とします。

5. 選定の方法

(1) 事業予定者の決定方法

北区が設置する地域密着型サービス運営協議会において、次のとおり審査を行い、最終的に区長が決定します。

なお、書類審査及びヒアリング審査の総合評価点が区の定める基準点に満たない事業者は、選定を行いません。

(2) 審査方法

下記①②の審査を行います。

- ①書類審査
- ②ヒアリング審査

(3) 審査結果の通知

審査結果については、審査対象の全ての事業者に文書により通知します。

(4) 事業予定者等の公表

①応募の状況、②審査基準、③事業予定者として決定した事業者については、北区ホームページ等で公表します。

6. 選定の基準

事業者選定にあたっての基準については、法人の健全性・安定性や財政基盤の安定性のほか、別紙1「東京都北区地域密着型サービス事業者運営事業予定者審査基準（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）」を参照してください。

なお、選定の過程及び他法人の選定結果詳細については、公開しません。

7. 選定までのスケジュール（予定）

	補助あり(1回目)	補助あり(2回目)
応募書類受付	終了しました	令和6年11月18日(月) ～12月13日(金)
審査(書類・ヒアリング)		1月上旬～2月中旬
事業予定者の決定		2月中旬

8. 応募手続き等

(1) 応募申込

① 提出日時及び提出場所

提出日時	提出先
令和6年11月18日(月)～12月13日(金) 午前9時～午後4時まで(土日祝日を除く)	東京都北区王子本町1-15-22 北区役所第1庁舎1階13番 福祉部介護保険課給付調整係 電話 03-3908-1119

※郵送による書類の受付はいたしませんので、あらかじめ電話予約のうえ、ご来庁ください。

※提出書類に不備がある場合は、受け付けられません。

※書類提出後の差替え及び内容の変更は、提出締切日まで受け付けます。ただし、担当部署の指示による差替え等はこの限りではありません。

※書類受付後の書類審査により、応募資格及び応募条件に該当しない事業者からの応募であることが判明した場合は、応募の申請を不受理としますので、応募資格及び応募条件をよく確認のうえ、申請してください。

② 提出書類

様式2「提出書類一覧」をご参照ください。

③ 書類提出方法

別紙2「提出書類作成要領」をご参照ください。

(2) 質疑受付

受付期間・件名	提出先
① 受付期間 令和6年11月18日(月) ～12月11日(水) 午後4時	福祉部介護保険課給付調整係 電話 03-3908-1119 Eメール kaigo-ka@city.kita.lg.jp
② 件名 「北区定期巡回・随時対応公募質問(法人名)」 ※質問票を添付してください。	

※「質問票」(別紙様式)に要旨を簡潔に記載のうえ、電子メールで提出してください。電話・FAXによる質問は受け付けません。なお、簡易と思われる質問については、当課までご相談ください。

※質問は順次回答いたしますが、12月12日(木)の回答を最終とします。

※応募申込後の質問は受付いたしません。

9. 事業計画提案書について

提出書類のうち、「(様式11) 事業計画提案書」については、以下の内容に留意し、提案してください。なお、様式は必要に応じて伸縮してください(最大で、A4・12頁まで)。

※様式内に図表等を貼付する場合は、その図表中の文字の大きさは「11ポイント以上」でなくても可としますが、書類審査の主要な様式となるため、その点を考慮してください。

1. 法人の理念・姿勢	(1) 法人の基本理念、経営理念について 従業員への周知方法などを含め記載すること。
	(2) 本公募に応募した理由
	(3) 自己評価や外部評価及び情報の公開に関する考え方 評価の実施に関する考え方・評価に対する取り組みを含め記載すること。
2. 法令等の遵守・運営実績	(1) 法令等の遵守についての考え方（労働関係法令を含む）
	(2) 個人情報保護についての考え方（従業員の守秘義務など）
	(3) 過去の指導監査結果に対する取り組みについて
	(4) 事業を運営するに足りる実績・経験について 介護保険サービス事業の運営実績、経験を含め記載すること。
3. 人材確保・育成	(1) 人材確保の取り組みについて 地域人材の活用を含めた、従業員の募集に当たっての具体的かつ多様な方法、離職率を低くするための取り組み、労働環境の配慮などを含め記載すること。
	(2) 従業員の育成・待遇に関する取り組みについて 具体的な研修計画やその内容などを含め記載すること。
	(3) 管理者に求める資質・経験について
	(4) 経験のある従業員の採用について 経験のある従業員の配置に対する考え方などを含め記載すること。
4. 運営管理	(1) 危機管理体制について 非常災害時の体制の内容や応援体制、防災の取り組みなどを含め記載すること。
	(2) 事故防止・安全対策及び事故発生時の対応について 事故防止に対しての取り組み、発生した際の対処方法などを含め記載すること。
	(3) 衛生管理体制について 感染症や食中毒に関する具体的な予防対策、発生した際の対処方法などを含め記載すること。
	(4) 苦情処理のための体制について 苦情処理の体制の内容、具体的な処理の手順などを含め記載すること。
5. 利用者への対応	(1) 24時間365日サービス提供についての考えについて 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスが適すると考えられる利用者像や定期巡回・随時対応・随時訪問・訪問看護のサービスのどのサービスに重点を置くのかなどを含め記載すること。
	(2) 具体的な介護の方針について 日常生活上の支援（入浴や食事などの支援内容）についての具体的な内容、自立支援のための具体的な手法などを含め記載すること。
	(3) 個人データ等の管理について 個人データの管理方法、データを持ち出す場合に配慮することを含め記載すること。
	(4) 利用者等への人権及び尊厳に対する考えについて

	<p>身体拘束や虐待防止に対する考え、取り組みなどを含め記載すること。</p> <p>(5) ターミナルケアに対する考え方について ターミナルケアの具体的な方法などを含め記載すること。</p> <p>(6) 認知症ケアに対する考え方について 認知症対応策の具体的な手法、ケアの内容の創意工夫などを含め記載すること。</p> <p>(7) 配置するオペレーターの職種とその考え方について 職種と配置に対する考え方を含め記載すること。</p> <p>(8) 適切にサービスを提供する体制について 迅速に訪問するための方法などを含め記載すること。</p>
6. 事業の安定的な運営・採算性	<p>(1) サービスの質の向上への取り組みについて 向上への具体的な目標や方策を含め記載すること。</p> <p>(2) 利用者確保のための取り組みについて</p>
7. 地域の理解・貢献	<p>(1) 地域密着型サービスについての考え 介護保険制度における地域密着型サービスの意義・目的についての考えを含め記載すること。特に、整備予定圏域が抱える地域課題を独自に分析のうえ、その解決策も合わせて提案すること。</p> <p>(2) 地域包括ケアシステムについて 住民交流などの地域づくりの拠点となる取り組みを記載すること。</p> <p>(3) 地域との連携について 介護・医療連携推進会議の設置計画、構成する委員などを含め記載すること。</p> <p>(4) 他のサービス事業者及び関係機関との連携及び交流について 地域の医療・保健・福祉関係機関、民生委員、行政機関や区内事業者との連携方法などを含め記載すること。 地域において定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスが定着するために必要な取組について記載すること。</p> <p>(5) 区民雇用の促進について 職員の採用にあたり、区民雇用の促進に係る取り組みや考え方について記載すること。</p> <p>(6) 物品等の調達に係る区内事業者からの購入について 備品や消耗品等の購入にあたり、区内事業者からの購入に係る考え方について記載すること。</p>

10. 選定後の手続き

事業開始の準備が整った時点で、区に地域密着型サービス事業所の指定申請書等を提出します。区が指定申請書等の審査及び現地調査を行い、指定します。

ただし、指定申請書等の審査結果により、指定基準に満たない場合は、指定しないことがあります。

※補助制度の日程の都合上、事業開始まで一定の期間を要する場合があります。選定後、事業開始時期について必ず区担当者と調整後、手続きを進めてください。

1 1. 補助制度

(1) 補助制度の内容

補助制度の内容は、次のようになります。補助金の活用を予定している場合は、資金計画を作成する際に、補助予定額を見込んでください。

※補助予定額は、現時点でのものとなっているため、今後変更となる場合があります。

補助制度名	補助予定額
施設整備費補助	7,000 千円／施設
施設開設準備経費補助 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施のために必要な事業)	16,600 千円／施設

※設備整備等補助の対象事業とは、次のものを想定しています。

- ・利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、随時適切に利用者から通報を受け付けることができる通信機器及びシステムの導入
- ・適切にオペレーターに通報できる端末の購入又はリース
- ・ICTを活用した、訪問介護員等がサービス提供の状況をリアルタイムで情報共有するため携帯する端末（当該情報共有を管理するためのシステム等を含む）
- ・職員の募集に係る経費
- ・上記の他、事業の立ち上げに必要な経費

(2) その他

①補助制度を活用する場合は、公募申請とは別に補助金協議等の手続きがあり、協議スケジュールに合わせ、別途関係書類が必要となります。

なお、補助申請時期が限られているため、制度活用時の開設年月日も限定されます。具体的なスケジュールを含む詳細については、補助を受ける年度により異なるため、事業予定者として決定後、協議をさせていただきます。

②北区の補助制度は、国の交付金や東京都の補助制度を活用しているため、区の補助要綱のほか、別途、国及び東京都の要綱に基づいて、条件が付されます。

③交付金及び補助金は、国または東京都との協議により、交付が決定されるものであるため、必ずしも交付されるものとは限りません。

1 2. 問合せ（提出）先

北区福祉部介護保険課給付調整係

〒114-8508 北区王子本町一丁目 15 番 22 号 北区役所 第一庁舎 1 階 1 3 番

電話 03-3908-1119（直通）

Eメール kaigo-ka@city.kita.lg.jp

担当 倉持・向山

1 3. その他

(1) 公募への応募後の辞退は、原則として認めていませんが、書類提出後やむを得ず選定前までに応募を辞退する場合は、辞退理由を明記の上、法人名、代表者名の記名、法人代表者印の

押印のある応募辞退届（様式自由）を提出してください。

- (2) 提出された書類は、選定を行う際に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- (3) 提出された書類は、理由の如何にかかわらず、返却いたしません。
- (4) 北区が提供する資料は、応募に係わる検討以外の目的で使用することを禁じます。
- (5) 審査の過程については、公表いたしません。
- (6) 応募書類及び提案書等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、北区は事業者の公表等に必要な場合は、応募書類及び提案書の内容を無償で使用できるものとします。決定事業者の提案内容について情報公開請求があった場合は、東京都北区情報公開条例に基づき、公開します。